

令和3年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

目 次

監查報告（第 1 号）	定期監查	1
監查報告（第 2 号）	隨時監查	5
監查報告（第 3 号）	行政監查	7
監查報告（第 4 号）	財政援助団体等監查	9

監査報告（第1号）

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	市民環境部	市民・国保課	重度心身障害老人健康管理事業費
			あやべ健康プラザ入会金等補助事業費・あやべ健康プラザ入会金等補助事業費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	生活安全推進事業費
			コミュニティセンター管理運営費
		人権推進課	男女共同参画推進費
			みんなで創る人権のまちづくり推進事業費
	環境企画課	上林川を美しくする会運営費補助金	
		環境市民会議運営費補助金	
	環境保全課	指定ごみ袋事業費	
		最終処分場管理費	
	農林商工部	商工労政課	販売促進キャンペーン事業費
			工業団地対策費
		農政課	農道管理委託事業費
			団体営ため池等整備事業費
		林政課	林業総務一般事務費
			森林経営管理推進事業費
	教育部	学校教育課	ICT推進事業費（小学校費）
ICT推進事業費（中学校費）			
社会教育課		史跡等管理費	
		各地区公民館費	
第2回	定住交流部	定住サポート事業費・定住サポート拡充事業費	
		集落支援員設置事業費	

		観光交流課	森の京都推進事業費・森の京都推進事業費（東部サイン整備） 観光資源発信事業費	
		文化・スポーツ振興課	文化イベント感染拡大防止支援事業費・スポーツ施設等環境整備事業費 東京2020オリンピック聖火リレー事業費	
	建設部	監理課	普通財産管理費 公有林整備事業費	
		建設課	急傾斜地崩壊対策事業費 道路整備事業費（一般分）	
		都市計画課	都市計画マスタープラン見直し事業費 綾部駅自由通路改修事業費	
		建築課	特定空家等対策事業費 特定空家等除却費補助事業費	
	議会事務局		議会運営費 ※令和2年度 議会タブレット端末導入事業費	
	第3回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費 情報発信拡充事業費・情報発信拡充事業費（コロナ対策分）
			職員課	人事管理費 職員厚生費
			防災・危機管理課	災害対策費 ※令和2年度 災害対策費（新型コロナウイルス対策）
企画総務部		企画政策課	企画調整事務費 ※令和2年度 第6次綾部市総合計画策定事業費	
		総務課	庁舎維持管理費 情報公開制度等運営費	
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費 ブロードバンドサービス提供事業費	
		財政課	財政管理一般事務費 ※令和2年度 公共施設マネジメント推進事業費	
		税務課	賦課徴収費（経常経費）※令和2年度 評価替費（固定資産評価業務委託費）	
消防本部		管理課	上林出張所費 消防団員装備品強化事業費	
第4回		福祉保健部	社会福祉課	民生委員・児童委員活動費 遺族等援護事務費
	こども支援課		療育教室運営事業費 幼児教育・保育無償化制度事業費	
	障害者支援課		障害者医療費給付事業費 障害児支援事業費	

		高齢者支援課	生活支援ハウス運営事業費 地域包括支援センター運営事業費・地域包括支援センター委託事業費
		保健推進課	予防接種事業費 病院事業会計（令和3年度中間決算報告分）
	会計課		会計管理一般事務費 ※令和2年度 物品管理費
	上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和3年度中間決算報告分）
		下水道課	工業団地水処理センター管理費 下水道事業会計（令和3年度中間決算報告分）
	監査委員事務局		監査委員一般事務費 ※令和2年度

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和3年10月 1日 ～ 令和3年11月15日
第2回	令和3年11月 1日 ～ 令和3年12月24日
第3回	令和3年12月 1日 ～ 令和4年 1月27日
第4回	令和3年12月28日 ～ 令和4年 2月15日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに各所属長から改善の取組等が示されている。

該当課	指摘事項
市民協働課	基本協定書について、別記書類の添付漏れ、一部記載に誤りがある。

農政課 税務課	委託契約書について、別記書類の添付漏れがある。
職員課	委託契約書について、一部記載に誤りがある。
定住・地域政策課	綾部市集落支援員設置規則の規定どおり事務処理のできていないものがある。
文化・スポーツ振興課 総務課	予定価格決定調書の作成日に誤りがある。
総務課	修繕に係る請書の工事名に誤りがある。
税務課	税務課専用市長印の取扱いについて、誤りのあるものが複数ある。(2事業)
会計課	支出に係る証拠書類が適切に保管されていないものがある。
下水道課	綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則に規定の綾部工業団地水処理センター使用料減免申請書の引用条文に誤りがある。

その他、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

最後に、本年度、文書取扱主任を対象に公文書の審査精度の向上、チェック体制を整備することを目的とした研修が実施されたが、引き続き、チェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図るなど、適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

以 上

監査報告（第2号）

1 監査の種別

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に
関し、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、
また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

第1回は令和3年3月31日までに完成した工事から3件、第2回は令和4年1月上旬までに完成した工事の中から2件、計5件を選定し監査を実施した。

対象工事は次のとおりである。

（1）西八田放課後学級開設工事(建築本体工事)

契約概要		工事概要
担当課	社会教育課・監理課（入札等）	木造平屋建 86.13㎡ 新築工事 建築本体工事 給排水衛生設備工事
受注者	株式会社 平成監理	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	20,002,400円（税込）	
工期	令和2年9月24日～令和3年2月20日	

（2）西八田放課後学級開設工事(電気設備工事)

契約概要		工事概要
担当課	社会教育課・監理課（入札等）	木造平屋建 86.13㎡ 新築工事 電気設備工事 空気調和設備工事
受注者	株式会社 ミシマ	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	5,057,800円（税込）	
工期	令和2年9月30日～令和3年2月20日	

（3）市道武吉中央線（武中橋）橋梁更新工事

契約概要		工事概要
担当課	建設課・監理課（入札等）	延長8.0m 幅員3.5m 旧橋撤去1橋 ボックスカルバート4m
受注者	岡山電設株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	9,037,600円（税込）	
工期	令和2年10月21日～令和3年3月31日	

(4) 中筋小学校大規模改修工事

契約概要		工事概要
担当課	学校教育課・監理課（入札等）	北棟外壁改修 改修面積 2,037㎡ 屋内運動場内装改修 改修面積 655㎡
受注者	浅巻建設株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	41,142,200円（税込）	
工期	令和3年7月13日～令和3年11月30日	

(5) 避難所誘導標識設置工事

契約概要		工事概要
担当課	防災・危機管理課・監理課（入札等）	避難所誘導標識改修 新設52箇所 撤去53箇所
受注者	ローランド工業株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	9,967,100円（税込）	
工期	令和3年9月22日～令和3年12月20日	

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和3年4月30日～令和3年6月10日
第2回	令和4年2月1日～令和4年3月28日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて、現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

以上

監査報告（第3号）

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

- (1) 対象事業 綾部市市民プールの管理運営について（令和2年度・令和3年度）
- (2) 所管課 文化・スポーツ振興課

4 監査の実施期間

令和3年9月24日から令和3年11月15日まで

5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

- (1) 市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- (3) 事務処理にあっては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (4) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- (5) 施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- (6) 管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- (7) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- (8) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

7 施設の概要

綾部市市民プールは、市民の心身の健全な発達とスポーツの普及奨励を図ることを目的として昭和46年7月に建設された運動施設で、現在は50mプール、25mプール、幼児用プール各1面が設置されている。

施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、市議会の議決を経て株式会社水夢を指定管理者に指定しており、令和3年度は指定期間4年間の最終年度となる。指定管理料は令和2年度、令和3年度ともに3,693,000円で年度協定を締結しており、新型

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった使用料の補てんとして、令和2年度は378,000円、令和3年度は576,000円を追加する変更年度協定を締結している。

8 監査の結果

綾部市市民プールの管理運営について、指定管理者と連携を図りながら市民サービスの向上に努めており、特段の指摘事項はなく、設備の維持管理も含め、おおむね適正に行われている。

事務の執行については、基本協定書の記載誤り、条文の引用に誤りが散見されたため指摘を行い、改善の上適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに所管課長から改善の取組が示されている。

また、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以 上

監査報告（第4号）

1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

- (1) 対象の団体 一般社団法人 綾部工業団地振興センター
- (2) 団体の種別 指定管理者（綾部工業団地交流プラザ・綾部工業団地ヘリストップ）
- (3) 公金の種別 指定管理料（令和2年度・令和3年度）
- (4) 所管課 商工労政課

4 監査の実施期間

令和4年2月1日から令和4年3月28日まで

5 監査の方法

事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の役員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 指定管理者

- ア 関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- エ 貸与された物品等の管理及び処分は適正になされているか。
- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- カ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- キ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- ク 法定点検は定められた時期に適切に行われているか。
- ケ 災害等の緊急時の対応は明確になっているか。
- コ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- サ 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。
- シ 利用促進や利用者サービスの向上のための努力はなされているか。

- ス 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
- セ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ソ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
- タ 経費節減は図られているか。

(2) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理運営、利用促進に繋がっているか。

7 団体の概要

平成9年3月に綾部工業団地に立地する企業で構成された社団法人綾部工業団地振興センターが設立され、平成24年4月に一般社団法人に移行となり現在に至る。平成8年に建設された交流プラザを拠点に、綾部工業団地の立地企業と地域社会との経済、環境、文化等、広範な分野における連携を促進し、工業団地の良好な発展と地域社会の振興に寄与されている。指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から綾部工業団地交流プラザ・綾部工業団地ヘリストップの指定管理者として管理運営を行っており、令和3年度は4期目の最終年度となる。指定管理料は令和2年度、令和3年度ともに6,074,000円で年度協定を締結しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった使用料の補てんとして、令和2年度は20,000円を追加する変更年度協定を締結している。

8 監査の結果

施設はおおむね適正に管理されており、利用促進や利用者サービスの向上に取り組まれている。また、指定管理料についても、おおむね適正に執行されていることを認めた。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤りについては、対象団体の役員に対して口頭により指導を行った。

所管課における事務の執行については、基本協定書に記載誤りが散見されたため、指摘を行い、改善の上適正な事務の執行に努めるよう指導した。なお、この指摘事項については、すでに所管課長から改善の取組が示されている。また、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤りについては、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以上